

○自動車の特定改造等の許可実施要領について（依命通達）（令和2年8月5日自審第738号）

令和2年8月5日改正

国自審第2150号

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>第3 能力証明に係る申請書</p> <p>1 省令第2条第1項各号の規定による能力証明の申請（以下「能力証明申請」という。）に係る申請書の記載に際しては、次の点に留意すること。</p> <p>特定改造等の種類には、法第99条の3第1項第1号に掲げる行為、法第99条の3第1項第2号に掲げる行為又は法第99条の3第1項第1号及び第2号に掲げる行為のうちいずれか該当するものを記載すること。</p> <p>省令第2条第7項に規定する能力基準適合証明書の有効期間の更新のために同条第1項の証明を申請する場合にあっては、現に有効な能力基準適合証明書の<u>証明番号</u>を備考欄に記載すること。</p> <p>2 省令第2条<u>第8項</u>に規定する<u>省令第2条第3項第2号の書面の記載事項の一部</u>変更とは、附則1「<u>省令第2条第3項第2号の書面の記載事項の一部</u>変更の取扱要領」に定めるものをいう。</p> <p><u>省令第2条第8項の規定により同条第1項の証明を申請する場合にあっては、変更前の現に有効な能力基準適合証明書の証明番号及び当該能力基準適合証明書に係る省令第2条第3項第2号の書面の記載事項の一部変更の概要を備考欄に記載すること。</u></p>	<p>第3 能力証明に係る申請書</p> <p>1 省令第2条第1項各号の規定による能力証明の申請（以下「能力証明申請」という。）に係る申請書の記載に際しては、次の点に留意すること。</p> <p>特定改造等の種類には、法第99条の3第1項第1号に掲げる行為、法第99条の3第1項第2号に掲げる行為又は法第99条の3第1項第1号及び第2号に掲げる行為のうちいずれか該当するものを記載すること。</p> <p>省令第2条第7項に規定する能力基準適合証明書の有効期間の更新のために同条第1項の証明を申請する場合にあっては、現に有効な能力基準適合証明書に係る許可の許可番号を備考欄に記載すること。</p> <p>2 省令第2条<u>第6項</u>に規定する<u>重大な</u>変更とは、附則1「<u>重大な</u>変更の取扱要領」に定めるものをいう。</p>
<p>第4～第12 (略)</p> <p>附則1 <u>省令第2条第3項第2号の書面の記載事項の一部</u>変更の取扱要領</p> <p>省令第2条第8項に規定する<u>省令第2条第3項第2号の書面の記載事項の一部</u>変更の取扱要領</p>	<p>第4～第12 (略)</p> <p>附則1 <u>重大な</u>変更の取扱要領</p> <p>省令第2条第8項に規定する<u>重大な</u>変更とは、自動車の特定改造等の</p>

項の一部変更とは、自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（令和2年国土交通省告示第787号。以下「告示」という。）に規定するプロセスに係る基準書（当該プロセスの概要を規定するものをいう。以下同じ。）又は当該プロセスに係る手順書（当該プロセスを実行するために必要なものとして、具体的な業務の実施手順を規定するものをいう。以下同じ。）の変更（当該基準書又は手順書の追加及び廃止を含み、当該プロセスの確実な実行に影響を及ぼすおそれが少ないものを除く。）とする。

この場合において、次に掲げるものは、告示に規定するプロセスの確実な実行に影響を及ぼすおそれが少ないものとして取り扱うものとする。また、能力証明を受けた者が、次に掲げるものに追加を希望する場合にあっては、研究所にその追加理由及び資料を附して申し出ることができる。研究所は、当該申し出が技術的に妥当であるか判断を行い、その旨を審査・リコール課に報告するものとする。審査・リコール課においては、次に掲げるものに追加する必要があると認める場合にあっては、これを追加したものとみなすことができる。

(1) ~ (3) (略)

附則2 申請書等提出要領

第1～第3 (略)

第4 申請等の際の説明 (略)

別表第1 (略)

別表第2 (略)

別表第3 (能力証明申請に係る申請書等の添付書面／自動車審査部用)
(第2関係)

	添付書面の名称	提出時の注意事項等
1	(略)	(略)

許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（令和2年国土交通省告示第787号。以下「告示」という。）に規定するプロセスに係る基準書（当該プロセスの概要を規定するものをいう。以下同じ。）又は当該プロセスに係る手順書（当該プロセスを実行するために必要なものとして、具体的な業務の実施手順を規定するものをいう。以下同じ。）の変更（当該基準書又は手順書の追加及び廃止を含み、当該プロセスの確実な実行に影響を及ぼすおそれが少ないものを除く。）とする。

この場合において、次に掲げるものは、告示に規定するプロセスの確実な実行に影響を及ぼすおそれが少ないものとして取り扱うものとする。また、能力証明を受けた者が、次に掲げるものに追加を希望する場合にあっては、研究所にその追加理由及び資料を附して申し出ができる。研究所は、当該申し出が技術的に妥当であるか判断を行い、その旨を審査・リコール課に報告するものとする。審査・リコール課においては、次に掲げるものに追加する必要があると認める場合にあっては、これを追加したものとみなすことができる。

(1) ~ (3) (略)

附則2 申請書等提出要領

第1～第3 (略)

第4 申請等の際の説明 (略)

別表第1 (略)

別表第2 (略)

別表第3 (能力証明申請に係る申請書等の添付書面／自動車審査部用)
(第2関係)

	添付書面の名称	提出時の注意事項等
1	(略)	(略)

2	(略)	別記様式1の宣誓書を提出すること。 基準書及び手順書（告示に規定するプロセスに係る部分に限り、 <u>省令第2条第8項の規定により同条第1項の証明を申請する場合にあっては、記載事項の一部変更を加えようとする部分に限る。</u> ）を提出すること。
3	(略)	(略)

別表第4 (略)

附則（令和8年1月9日国自審第2150号）

（施行期日）

1 本改正規定は、令和8年1月11日から施行する。

2	(略)	別記様式1の宣誓書を提出すること。 基準書及び手順書（告示に規定するプロセスに係る部分に限り <u>る。</u> ）
3	(略)	(略)

別表第4 (略)

（新設）